

2018年5月 大日製紙(株) 産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

1.総括 産業廃棄物処理施設の維持管理における基準値超過はありませんでした。

2. 維持管理の状況に関する情報

本社工場

No.1廃棄物焼却炉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
第7条第3号(汚泥の焼却施設)

設置場所 静岡県富士市新橋町9番1号

1)廃棄物の種類と処分量

(1) 産業廃棄物の種類		汚泥	
(2) 処分量	(トン/月)	1,258	(2018年5月実績)

2)産業廃棄物処理施設での維持管理状況

(1) 燃焼ガス温度、集じん器前燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度

①燃焼ガス温度	(°C)	881
(維持管理基準)	(°C)	(800以上)
②集じん器前燃焼ガス温度	(°C)	160
(維持管理基準)	(°C)	(おおむね200以下)
③排ガス中の一酸化炭素濃度	(ppm)	53
(維持管理基準)	(ppm)	(100以下)
④排ガスを採取した位置		別図
⑤測定結果が得られた日		2018年6月1日

※燃焼ガス温度、集じん器前燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度は、全て連続測定しており、記載している数値は、月間平均値です。なお、連続測定の記録は、大日製紙で閲覧可能です。

(2) 排ガス中のダイオキシン類濃度

①ダイオキシン類濃度	(ng-TEQ/m ³ N)	0.037
(排出基準)	(ng-TEQ/m ³ N)	(1以下)
②排ガスの採取日		2017年11月8日
③排ガスを採取した位置		別図
④測定結果が得られた日		2017年12月4日

※ダイオキシン類濃度は、最新のデータです。採取日から測定結果が得られる日まで、約1ヶ月かかります。

(3) ばいじん除去の実施年月日

- ①冷却設備 2018年3月21日～3月24日
- ②集じん器 連続除去
- ③湿式スクラバー 2018年3月25日

※記載した年月日は、冷却設備、湿式スクラバーに堆積したばいじんを除去した日を示しています。

(4) ばい煙濃度

- ①硫黄酸化物(K値) 0.0045
(排出基準) (1.75以下)

※硫黄酸化物(K値)は、連続測定している硫黄酸化物濃度の1時間平均値の月間最大値と平均値から算出した数値です。K値に単位はありません。

K値は、硫黄酸化物排出量を有効煙突高さの2乗で割った値で、排出基準として大気汚染防止法で定められた数値です。

硫黄酸化物排出量は、地域別に定められたK値で規制されており、K値が小さいほど規制が厳しくなります。

②窒素酸化物

- 最大値 (ppm) 83
- 平均値 (ppm) 76
- (排出基準) (ppm) (100以下)

- ③ばいじん (g/m³N) 0.01未満
- (排出基準) (g/m³N) (0.05以下)

- ④塩化水素 (mg/m³N) 1
- (排出基準) (mg/m³N) (700以下)

- ⑤排ガスの採取日 2018年4月10日

- ⑥排ガスを採取した位置 別図

- ⑦測定結果が得られた日 2018年4月14日

※硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、ばいじん濃度、塩化水素濃度は、2ヶ月に1回測定します。

記載の数値は最新のデータです。また、採取日から結果が得られるまで、最大で約3週間かかります。

3.基準値超過時の対策実施状況

No.	発生年月日	超過内容	原因	対策	完了年月日